様式第14号(第17条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 受益者コード |  |

年　　月　　日

　　　　　　　様

　出雲市上下水道事業管理者

下水道事業受益者負担金等繰上徴収通知書

　下記の理由により下水道事業受益者負担金(分担金)を繰上徴収いたしますので、出雲市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例施行規程第17条第2項の規定により通知します。

|  |
| --- |
| (繰上徴収の理由) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 繰上徴収金額 | 円 | |
| 内訳 | 円 | 年度賦課　　　期～　　　期分 |
| 円 | 年度賦課　　　期～　　　期分 |
| 円 | 年度賦課　　　期～　　　期分 |
| 円 | 年度賦課　　　期～　　　期分 |
| 円 | 年度賦課　　　期～　　　期分 |

|  |  |
| --- | --- |
| 繰上徴収の納期限 | 年　　　　月　　　　日 |

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ 処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

（１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、上記の場合の処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市上下水道事業管理者となります。）、提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。